

会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「この法人」という。）定款第8条に定める会員が支払う会費等に関する必要事項を定め、それによってこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費等)

第2条 定款第8条に規定する会費等は、次に掲げるところによる。

会員を構成する個人タクシー事業者数に応じた下記の額

- (1) 登録料 1,000円
- (2) 会費 1,500円（月額）

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から10日以内に、会員を構成する個人タクシー事業者数に応じた登録料及び入会月の会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、会員を構成する個人タクシー事業者数に応じた毎月の会費を、毎月10日までに納入しなければならない。
- 3 前項において、会員を構成する個人タクシー事業者のうち、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準」（平成13年12月27日付け関自旅2第6490号）の規定により、譲渡譲受認可申請を行い、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限）の翌日以降旅客の運送を行わない条件において、許可期限を譲渡譲受認可の日までと延長され、その適用が開始された個人タクシー事業者については、会費負担免除申請書に必要書類を添付して申請がなされた場合、会員を構成する個人タクシー事業者総数から除く（以下「会費負担免除」という。）ものとする。ただし、譲受者が譲渡譲受認可申請時において、会員に属する所属団体の加入予定者として確認が取れている場合に限る。
- 4 前項において、会費負担免除の期間は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限）の日が属する月の翌月分以降とする。
- 5 会員から納入された登録料及び会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う会員の会費納入義務等)

第4条 会員を構成する個人タクシー事業者がその会員を退会するとき、当該会員は当該個人タクシー事業者が会員の構成員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、会員が納入した登録料及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則の改廃は、総会において行う。
- 2 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から施行する。
- 3 この規則は、平成27年7月1日一部改定し、平成27年8月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和2年6月18日一部改定し、施行する。
- 5 この規則は、令和4年7月1日一部改定し、施行する。ただし、第2条については令和4年8月1日から施行する。

別紙 (第3条関係)

会 費 台 帳

区 分		納入年月日	金 額	摘 要
登 録 料		年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	令和 年 月 分	年 月 日	〇〇〇〇円	

(注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。